

## ◎裁判官の配偶者同行休業に関する法律

(平成二五年一月四日法律第九一号)

### 一、提案理由(平成二五年一月五日・衆議院法務委員会)

○谷垣国務大臣 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

政府においては、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進する必要があるという現状に鑑み、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度を導入するため、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案を提出しているところでありますが、裁判官についても、これと同様の趣旨で配偶者同行休業制度を導入する必要があると見られます。

この法律案は、裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにするための休業に関する制度を設けようとするものでありまして、以下、その概要を申し上げます。

第一に、裁判官が、外国での勤務その他の最高裁判所規則で定める事由により外国に住所または居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所または居所において生活をともにするため

裁判官の配偶者同行休業に関する法律

の休業として、配偶者同行休業を設けることとしております。

第二に、最高裁判所は、裁判官が配偶者同行休業を請求した場合において、裁判事務等の運営に支障がないと認めるときは、配偶者同行休業をすることを承認することができることとするほか、配偶者同行休業の期間の延長等について必要な事項を定めることとしております。

このほか、施行期日について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

### 二、衆議院法務委員長報告(平成二五年一月一日)

○江崎鐵磨君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度が導入されることに伴い、裁判官についても、これと同様の趣旨で、裁判官が、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにするための休業として、配偶者同行休業を設けようとするものであります。

### 裁判官の配偶者同行休業に関する法律

六六

本案は、去る十一月一日日本委員会に付託され、五日谷垣法務大臣から提案理由の説明を聴取し、八日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

### 三、参議院法務委員長報告(平成二五年一月二七日)

○荒木清寛君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業に関する制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の経緯と成立した場合の制度利用の見通し、同行休業取得の要件が一般の国家公務員と裁判官とで異なる理由、同行休業中の自己研さんの必要性とその支援策、裁判所における女性の活躍の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。